

高岡市商店街街路灯等電気料金補助金交付要綱

平成17年11月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、商店街団体が設置した街路灯及びアーケード等に附属した照明（以下「街路灯等」という。）に要する電気料金の一部を補助することにより、明るく賑わいのある商店街環境を確保し、商店街活動の健全な運営を図るため、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街 小売業やサービス業等を営む店舗等が主体となって地域的集積を形成し、何らかの組織を形成しているものをいう。
- (2) 商店街団体 市内の商店街に係る団体で次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合
 - ウ 主として小売業又はサービス業に属する事業を営むものにより組織されている団体で、市長が適当と認める団体

(補助対象)

第3条 補助対象となる電気料金は、商店街団体（地下街商店街を除く。）が保有し、維持管理する街路灯等に要する経費とし、当該電気料金の支払が商店街団体の経理を通じて処理されているものとする。

2 前項の街路灯等は、次の要件を備えるものとする。

- (1) 商店街団体が環境整備事業として設置した施設であること。
- (2) 補助金を受けようとする年度の前年度末日までに設置されたものであること。
- (3) 道路占用許可を受けているものであること。

3 地下街商店街にあっては、補助対象となる電気料金は、街路灯等に要する電気料金のうち市長が適当と認めたものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次に掲げる街路灯等に応じ当該各号に定める額の合計額とする。

- (1) 街路灯等（LED化した街路灯等を除く） 年間電気料金の額に100分の15を乗じて得た額
- (2) LED化した街路灯等 年間電気料金の額に100分の30を乗じて得た額

2 前項の合計額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項における年間電気料金の額は、補助対象となる電気料金の1月分から12月分までの金額とする。ただし、地下商店街にあっては、市長が認めた場所及び時間帯の電気料金とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする商店街団体は、商店街街路灯等電気料金補助金交

付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長が指定する日までに申請しなければならない。

- (1) 商店街団体の定款又はこれに類するもの
- (2) 商店街団体の構成員名簿
- (3) 補助対象となる電気料金に係る街路灯等の配置図
- (4) 電気料金領収書の写し（対象団体の代表者において原本証明したもの）
- (5) 前条第1項第2号に該当する場合は、街路灯等をLED化したことがわかる書類（国庫補助金を活用し街路灯等をLED化した場合、国庫補助金交付申請書類一式の写し等）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（交付決定及び交付）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、商店街街路灯等電気料金補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第7条 市長は、補助金の交付決定をした商店街団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付を受けるものとしての信用を失する行為を行ったとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。